

音楽を活用したまちづくり推進事業「まちなかミニライブ」運営業務に係る プロポーザル実施要領

1 目的

県民の日々の生活の一部となっている街中に、県内で活動している芸術家を派遣してミニライブを実施することで、ホール等に来場する機会がない県民も気軽に音楽にふれる環境を創出すると共に、活動機会の充実に繋げる。

2 企画提案を募集する委託業務内容

- (1) 業務名 音楽を活用したまちづくり推進事業「まちなかミニライブ」運営業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年2月28日（土）まで
- (4) 提案事業 企画提案は、別添仕様書のとおり募集する。
- (5) 委託上限額 3,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）

3 応募要件

本委託業務は、公益財団法人福井県文化振興事業団（以下「事業団」という。）が企業、特定非営利活動法人等の単独法人に委託して実施する。

委託に当たって企画提案を募集するが、これに応募できる者は、本業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を全て満たす単独法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本委託業務の参加資格認定の日において現に福井県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 福井県内に主たる営業所を有していること。事業団の求めに応じて隨時来所し、対応できる体制を整えていること。
- (6) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がないものであること。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当する場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ① 応募資格審査の結果通知日までに、提案者が前記の応募資格要件を満たさなくなった場合
- ② 見積書の金額が、委託上限額を超える場合
- ③ 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- ④ 2案以上の企画提案をした場合
- ⑤ 提出資料に虚偽の記載があった場合
- ⑥ 著しく信義に反する行為があった場合
- ⑦ 契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑧ 企画提案書の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
- ⑨ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑩ 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

5 プロポーザル審査の手続き等

（1）スケジュール

項目	日 程
① 実施要領等の公示・配布期日	令和7年7月15日（火）
② 質問受付期日	令和7年7月23日（水）12時
③ 応募資格認定申請申込期日	令和7年7月22日（火）17時
④ 応募資格の認定結果通知	令和7年7月23日（水）
⑤ 企画提案書提出期日	令和7年7月28日（月）17時
⑥ 選定委員会	令和7年7月31日（木）10時

（2）実施要領等の配布

①配布期日 令和7年7月22日（火）17時まで、月曜休館日を除く9時から17時までの間

②配布場所 公益財団法人福井県文化振興事業団 ふくい文化創造センター
(〒918-8152 福井市今市町40-1-1)

③配布方法 実施要領等は、上記②配布場所での配布および事業団ウェブサイトに掲載する。
事業団ウェブサイト <https://www.fukui-culture.or.jp/>

（3）質問の受付および回答

本プロポーザルに関する質問を次のとおり受け、回答する。

- ①受付期日 令和7年7月23日（水）12時まで
- ②提出場所 下記「13 問い合わせ先」に同じ
- ③提出方法 質問票（様式1）により、電子メールまたはFAXで送信すること。
- ④回答方法 応募した者全員に電子メールで7月24日（木）までに回答を送信する。

（4）応募資格認定申請書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり応募資格認定申請書（様式2）および応募資格誓約書（様式3）を提出すること。

- ① 提出期限 令和7年7月22日（火）17時（必着）
- ② 提出方法 持参、郵送（配達証明）または宅配便（手渡したことが証明されるものに限る。）によること。なお、持参の場合は、9時から17時までの間に限る。
- ③ 提出先 下記「13 問い合わせ先」に同じ
- ④ 提出部数 各1部

（5）応募資格の認定結果通知

応募資格要件を審査し、その結果を令和7年7月23日（水）付けで書面にて通知する。応募資格認定申請書を提出した者のうち、応募資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面により通知する。

（6）企画提案書等の提出

応募資格を有すると認められた者は、次により企画提案書等を提出すること。

- ① 提出期限 令和7年7月28日（月）17時（必着）
- ② 提出書類および提出部数 以下のとおり
 - 1 企画提案書の提出について（様式4）
 - 2 以下、ア～ウ（企画提案書（様式5）または任意様式を使用すること。）
 - ア 企画提案書
 - （ア）提案概要（提案の狙い、特徴、基本的な考え方）
 - （イ）仕様書に沿った企画提案
 - （ウ）業務実施体制
 - （エ）その他独自の提案
 - イ 経費見積書（上記企画提案書の実現を含むこと。積算内訳を添付すること。）
※ 記載する金額は消費税および地方消費税を含んだ金額とする。
 - ウ 参考資料
 - （ア）会社の概要（組織体制、取扱業務内容等）
 - （イ）過去5年以内における同種・同規模の業務の履行実績があれば提出してください。
 - ③ 提出方法 電子データ
 - ④ 提出先 下記「13 問い合わせ先」に同じ
 - ⑤ 留意事項
 - ア 企画提案に係る経費は全て提案者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、一切返却しない。
 - ウ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

6 審査および審査結果の通知

（1）審査方法

企画提案書の提出があった事業者を対象にプレゼンテーションを実施し、事業団が設置する選定委員会において審査する。審査については、「評価基準」により評価点を算定し、最も優れた者を優先交渉権者とする。なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

(2) プレゼンテーションの実施

① 日程 令和7年7月31日（木）10時～

※詳細は後日通知

② 場所 ハーモニーホールふくい

※詳細は後日通知

③ プレゼンテーション時間

準備 5分以内

説明 15分以内

質疑応答 10分以内

※説明は提出した企画提案書等の内容に基づくものとし、事前に提出した企画提案書以外の資料は使用しないこと。

※プレゼンテーションの順番は、事業団が決定した順番とする。

※プレゼンテーションは非公開とする。

④ 参加人数

制限はないが、プレゼンターは3人以内とし、本業務の担当者が行うこと。

(3) 審査結果通知

審査結果通知については、全ての本プロポーザル参加者に対して通知する。

① 通知方法 応募者の代表者（担当者）宛に書面にて通知

② 通知予定日 書面審査を実施した日から7日以内

なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。

7 契約の締結

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、福井県財務規則に基づき契約を締結する。したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

また、「4 失格事項」に該当する場合には、事業団は契約締結を取り消す場合がある。

8 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により本委託業務の一部を再委託する場合は、事業団に協議のうえ、その承諾を得るものとする。

9 成果物に関する権利の帰属

本委託業務により作成された成果物の使用権および著作権は、事業団に帰属するものとする。

また、事業団は、ビジュアル、コピー、ロゴタイプなどを、公共の目的のために、事業団が使用し、または事業団が指定する者に使用させができるものとする。

10 知的財産権等について

- 1 本委託業務の目的物の所有権は、当該目的物に相当する委託料が完済されたときに、事業団に帰属するものとする。
- 2 受託者は、すべての成果物が第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害していないことを保証すること。ただし、事業団の責に帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。

- (3) 委託業務により作成される成果物の著作権の取扱いは、次の①から③までのとおりとする。
- ①受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第27条（翻訳権、翻案権等）、第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利について、事業団に無償で譲渡するものとする。
- ②事業団は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物を改変または任意の著作者名で任意に公表することができることとする。
- ③受託者は、事業団の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）および第19条（氏名表示権）の権利を行使することができない。
- (4) 上記（3）にかかわらず本委託業務により作成される成果物のうち、事業団と受託者が従来から有していたコンテンツ（文書、画像等）の著作権は、それぞれ事業団と受託者に帰属する。ただし、受託者が従来から有していたコンテンツ（文書、画像等）の著作権について、事業団はその非独占的使用権が許諾されるものとする。
- (5) その他
- ①受託者は、業務全般を監督する責任者を設ける。当該責任者は、事業団の担当者と必要に応じ打合せを行い、業務内容を理解し、効率的に業務が遂行できるよう提案を行い、実施するものとする。
- ②本業務を実施するうえで、事業団が必要と認める資料については、協議の上、事業団の責任において作成するものとする。
- ③業務の実施に当たって、トラブル等が生じた場合は、受託者は速やかに事業団に連絡するとともに、事業団と連携してその処理にあたるものとする。
- ④業務終了後、本業務の実施内容、その他事業実施の説明に必要と考えられる資料とともに業務完了届を提出するものとする。
- ⑤契約書、仕様書に記載されていない事項であっても軽微な事項に限り、業務の遂行上に必要な業務については、協議の上、委託金額の範囲内で作業内容を変更できるものとする。

1.1 打合せ

本委託業務を進めるに当たっては、事業団の担当者およびその担当者が指示する者と打合せをすることとし、打合せに係る費用等については、受託者が負担することとする。

1.2 その他

- (1) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (2) 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。
- (3) 本業務に関し、事業団から受領または閲覧した資料等は、事業団の了解なく公表または使用してはならない。

1.3 問い合わせ先

〒918-8152 福井県福井市今市町40-1-1

公益財団法人福井県文化振興事業団 ふくい文化創造センター 担当：江尻

TEL 0776-38-8280

FAX 0776-38-8285

e-mail database@hhf-cf.or.jp